

# 住みよい いばらきづくり

政策・施策の体系



## 政策1 少子高齢化に対応した医療・保健・福祉が充実した社会づくり — 102

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 施策① 安心して結婚・出産・子育てができる社会づくり    | 106 |
| 施策② 高齢者が安心して暮らせる社会づくり         | 108 |
| 施策③ 障害者が安心して暮らせる生活環境の充実       | 109 |
| 施策④ 安心できる医療体制の充実              | 110 |
| 施策⑤ 安心な暮らしを支える医療・保健・福祉サービスの提供 | 112 |
| 施策⑥ 生涯にわたる健康づくり               | 114 |

## 政策2 人にやさしい快適な生活環境づくり — 116

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 施策① 人口減少社会に対応した生活基盤の確保 | 118 |
| 施策② みんなが住みたく潤いのあるまちづくり | 119 |
| 施策③ とともに助け合う社会づくり      | 120 |
| 施策④ 快適な生活衛生環境の確保       | 121 |

## 政策3 安全・安心な暮らしが確保された社会づくり — 122

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 施策① 災害に備えた強靱な県土づくりと防災・危機管理体制の強化 | 124 |
| 施策② 原子力安全対策の徹底                  | 126 |
| 施策③ 犯罪に強い社会づくり                  | 127 |
| 施策④ 消費生活と食の安全確保                 | 128 |
| 施策⑤ 交通安全対策の強化                   | 129 |

## 政策4 人と自然が共生する持続可能な環境づくり — 130

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 施策① 地球温暖化対策の推進                | 132 |
| 施策② 資源を活かす循環型社会づくり            | 133 |
| 施策③ 霞ヶ浦・潤沼などの湖沼環境や豊かな森林の保全と活用 | 134 |
| 施策④ 生活に身近な自然環境の保全と活用          | 136 |



政策  
1

## 少子高齢化に対応した医療・保健・福祉が充実した社会づくり

### 将来像

- 1 — 結婚・妊娠・出産・育児を社会全体で支える仕組みが整い、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育っています。
- 2 — 高齢者が住み慣れた地域で、生涯を通じて安心して暮らし続けることができる環境が整っています。
- 3 — 障害者が自立して日常生活を営むことができ、障害のある人もない人も分け隔てなく、一人ひとりが尊重され社会参画できる環境が整っています。
- 4 — 医療機関の役割分担や連携の推進、医師や看護職員などの医療従事者の確保により、県民誰もが安心して医療を受けられる体制が整っています。
- 5 — 高齢者・障害者・難病患者・ひとり親家庭・生活困窮者など、支援が必要な者に対して、適切なサービスが切れ目なく提供される体制が整っています。
- 6 — 県民がともに支え合いながら生涯を通じて心身ともに健やかに暮らせる社会が実現しています。

### 現状と課題

結婚に対する意識の変化や、非正規雇用の増加等を背景とした若者の所得の減少等により、未婚化・非婚化・晩婚化・晩産化が進んでいます。また、待機児童の解消など、安心して子育てができる環境づくりが求められています。

超高齢社会を迎え、高齢者一人ひとりが健康でいきいきと活躍できる社会を目指すとともに、介護が必要になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことができる仕組みづくりが求められています。

障害者が地域社会において安心した生活ができるよう、生活支援・就業支援・相談支援など、個々のニーズに合わせた質の高いサービスの提供等が求められています。

人口あたりの医師や看護職員等の医療従事者数が全国平均を大きく下回るとともに地域間で偏りが見られることから、全県で質の高い医療サービスを提供できるよう、医療従事者の確保が求められています。

高齢者が家族と同居あるいは近くに住む割合が全国的に見て高い本県の特徴を活かし、介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で自立した生活が継続できるよう、医療・介護が連携したサービス提供体制の充実が求められています。

生活習慣病の増加や喫煙による健康被害を防ぐため、生涯にわたる健康づくり対策が求められています。

## 政策1 少子高齢化に対応した医療・保健・福祉が充実した社会づくり

### 県民の意見

- 若者にいきなり「結婚」のイメージはわからない。出会いの場の提供が結婚のきっかけになる。
- 安価で入所できる介護付の施設をもっと増やすべきだと思う。
- 茨城を高齢者、障害のある方などが安心して暮らすことのできるまちにしてほしい。
- 医師不足と高齢者の増加により、十分な医療が適切に受けられない不安がある。医師の適切な配置をお願いしたい。
- 安心して住み続けるには、子育てや高齢者サービスの充実が必要不可欠である。
- 医師や介護人材が不足している中では、健康づくりや介護予防にも気を配るべき。

### 政策を構成する施策

- 施策① 安心して結婚・出産・子育てができる社会づくり
- 施策② 高齢者が安心して暮らせる社会づくり
- 施策③ 障害者が安心して暮らせる生活環境の充実
- 施策④ 安心できる医療体制の充実
- 施策⑤ 安心な暮らしを支える医療・保健・福祉サービスの提供
- 施策⑥ 生涯にわたる健康づくり

### 数値目標（政策目標）

#### 妊娠・出産に関する環境整備の成果

理想の子ども数と実際の子ども数の差

|       |       |   |       |    |
|-------|-------|---|-------|----|
| 平成26年 | 0.54人 | ▶ | 平成32年 | 減少 |
|-------|-------|---|-------|----|

#### 医療を支える人材の確保状況

医師数

|       |        |   |       |        |
|-------|--------|---|-------|--------|
| 平成26年 | 5,188人 | ▶ | 平成29年 | 5,700人 |
|-------|--------|---|-------|--------|

#### 生活習慣病対策の進捗状況

75歳未満のがんの年齢調整死亡率（人口10万対）

|       |      |   |       |      |
|-------|------|---|-------|------|
| 平成26年 | 81.5 | ▶ | 平成29年 | 76.1 |
|-------|------|---|-------|------|

#### 茨城型地域包括ケアシステムの成果

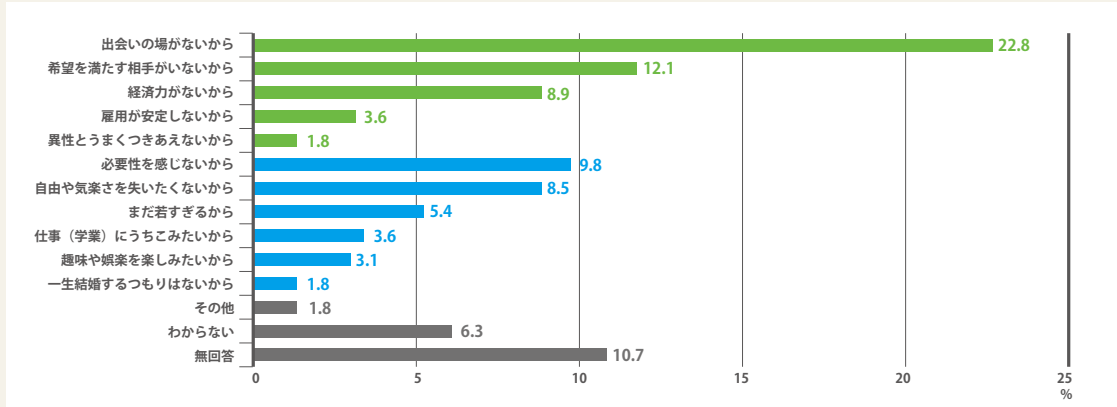
地域包括支援センター数

|       |      |   |       |       |
|-------|------|---|-------|-------|
| 平成26年 | 59箇所 | ▶ | 平成29年 | 152箇所 |
|-------|------|---|-------|-------|

### 目標3 住みよいいばらきづくり

#### 政策1 少子高齢化に対応した医療・保健・福祉が充実した社会づくり

##### 結婚に関する意識～独身である理由～



資料出典：平成26年県政世論調査

##### 救急医療体制の充実（ドクターヘリ）



##### いばらき出会いサポートセンターにおける結婚支援の取組



##### 放課後の子どもたちの居場所づくり



##### 医療従事者数、介護関係職員数

|       | 実数<br>(茨城県内登録者数) | 10万人あたり人数 |         | 全国<br>順位 |
|-------|------------------|-----------|---------|----------|
|       |                  | 茨城県       | 全国      |          |
| 医師数   | 5,188            | 177.7     | 244.9   | 46位      |
| 看護師数  | 19,675           | 674.0     | 855.2   | 44位      |
| 介護福祉士 | 25,069           | 858.8     | 1,028.2 | 42位      |

資料出典：  
平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査、  
平成26年衛生行政報告例

##### シルバーリハビリ体操による介護予防





施策

①

安心して結婚・出産・子育てができる社会づくり

主な取組

|    |  |                          |
|----|--|--------------------------|
| 1  | 次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育まれる社会を目指して、若い世代を中心に結婚や子育ての素晴らしさや喜びを伝え、家庭を築き子どもを生み育てる希望をかなえる環境づくりを進めます。  | 保健福祉部<br>教育庁             |
| 2  | 結婚の希望をかなえるため、不本意非正規雇用者の正規雇用化を進めるなど、経済格差の是正を図ります。また、いばらき出会いサポートセンターを中心として、マリッジサポーターや市町村・関係団体と連携しながら、多様な男女の出会いの場づくりを進めます。  | 保健福祉部<br>商工労働観光部         |
| 3  | 安心して妊娠・出産等ができる環境を整備するため、不妊に悩む人への支援や妊婦健康診査の推進に取り組むとともに、医療機関間の役割分担や連携強化などによる周産期医療体制の充実を図ります。   | 保健福祉部<br>病院局             |
| 4  | 安心して子育てができる環境を整備するため、輪番制など各医療機関の役割分担や医療体制の整備・充実に取り組み、24時間体制による小児の救急医療体制づくりを進めます。また、医療費助成制度等による経済的負担の軽減を図ります。   | 保健福祉部<br>病院局             |
| 5  | 地域での子育て支援を進めるため、親子の交流や育児相談等を行う子育て支援拠点づくりやファミリーサポートセンターの取組などを促進します。また、育児不安を抱える親への支援や相談窓口の周知など、児童虐待の未然防止や早期発見・対応を図ります。   | 保健福祉部                    |
| 6  | 働きながら安心して子育てができるよう、認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業等の整備を推進するとともに、保育教諭等の確保・育成等を支援することにより、延長保育や一時預かり、病児保育、子育て短期支援などの保育サービスの充実に努めます。また、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めるため、放課後等の子どもたちの安全で安心な居場所づくりや、待機児童の解消に向けた取組を進めます。 | 保健福祉部<br>教育庁<br>総務部      |
| 7  | 小学校就学前のより質の高い成育環境の整備を進めるため、幼児教育や保育、子育て支援を総合的に提供する認定こども園の設置等を進めます。  | 保健福祉部<br>教育庁<br>総務部      |
| 8  | 家庭での養育が困難な子どもたちが健やかに育ち、社会に参加していけるよう、地域社会で支える社会的養護体制の充実を図るとともに、自立した社会人として生活できるよう支援します。  | 保健福祉部                    |
| 9  | 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等への相談支援、就業・生活支援、学習支援等の充実を図ります。また、住宅に困窮する子育て世帯等への公営住宅の提供など、安心して子育てができる住環境の整備を推進します。  | 保健福祉部<br>土木部             |
| 10 | 男女がともに働きながら子育てできるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や、男性の育児分担の促進などの環境づくりを進めます。  | 商工労働観光部<br>保健福祉部<br>知事直轄 |
| 11 | 結婚・出産を機に休職した女性が職場復帰しやすい環境をつくるため、育児休業に対する企業意識の改善等を進めます。また、子育て中の女性の再就職などを支援するため、職業訓練や相談体制、セミナーの開催などの充実を図ります。   | 保健福祉部<br>商工労働観光部<br>知事直轄 |

## 各主体に期待する役割

### 県 民

- ▶結婚・出産・子育てに関する地域ぐるみの支援
- ▶男性の家事・育児・介護等の分担の促進

### 企 業

- ▶育児休業後の職場復帰支援
- ▶育児休業や短時間勤務等の利用促進などを定めた行動計画の策定・実践

### 団体（結婚・子育て支援）

- ▶いばらき出会いサポートセンター等と連携した結婚支援活動の展開
- ▶親子の交流促進や子育て中の家庭への支援情報の提供

### 市町村

- ▶いばらき出会いサポートセンター等と連携した地域における結婚支援
- ▶多様な保育サービスの充実など、地域における子育て支援
- ▶放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくり

### 国

- ▶出産・子育てに関する経済的負担の軽減

## 数値目標（基本目標）

### 結婚支援の取組の成果

いばらき出会いサポートセンター利用者等の成婚者数（累計）

平成26年 1,366組 ▶ 平成32年 2,700組

### 男性の家事・育児等の分担状況

男性の家事・育児等に携わる時間

平成26年 35分/日 ▶ 平成31年 60分/日

### 小児救急医療体制の充実度

24時間体制の小児救急医療圏数

平成26年 7医療圏 ▶ 平成32年 12医療圏

### 仕事と子育ての両立に必要な保育需要への対応状況

保育所等の待機児童数

平成26年 227人 ▶ 平成32年 0人

## 目標3 住みよいいばらきづくり

### 施策

②

## 高齢者が安心して暮らせる社会づくり

### 主な取組

- |   |   |              |
|---|---|--------------|
| 1 | 高齢者ができるだけ要介護状態にならないよう、シルバーリハビリ体操の普及などによる介護予防対策を推進します。また、高齢者の積極的な外出を促す買物時の優遇制度の推進などにより、地域・企業・行政が一体となって高齢者を支えます。                                    | 保健福祉部        |
| 2 | 高齢者が施設に入所した場合でも、できる限り在宅に近い環境で介護を受け、尊厳を保ちながら安心して暮らすことができるよう、特別養護老人ホームなどの施設整備を進めるとともに、介護人材の確保・養成を図ります。  | 保健福祉部        |
| 3 | 介護保険制度が円滑に運用できるよう、保険事業の運営主体である市町村に対し必要な支援を行います。また、介護サービス事業者が、適正にサービスを提供できるよう、介護従事者への研修体制を整備するとともに、事業者に対する指導・監査の充実を図ります。                           | 保健福祉部        |
| 4 | 認知症の人やその家族を支えるため、認知症への理解を深める普及・啓発や、認知症の容態に応じた医療・介護の提供等を推進します。   | 保健福祉部        |
| 5 | 自動車を運転しない高齢者の生活を支えるため、宅配や移動販売など、民間業者等による取組を支援します。   | 商工労働観光部      |
| 6 | 高齢者が移動手段を確保できるよう、公共交通の維持を図るとともに、市町村と連携しながら、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどの確保を図ります。また、乗り降りが容易なノンステップバスの導入促進や、タクシードライバーに対する乗降介助技術習得の啓発など、高齢者の外出を促す環境を整備します。 | 企画部<br>保健福祉部 |
| 7 | 運動機能が低下した高齢者が自立した生活に戻れるよう、県立医療大学付属病院を中心とした地域リハビリテーション支援体制の充実を図ります。  | 保健福祉部        |
| 8 | 元気な高齢者が地域社会の担い手として、社会的な役割を持って活躍できるための環境整備、仕組みづくりを進めます。また、介護予防対策においても、元気な高齢者をはじめ、住民の参加を通じて、多様なサービスの提供体制を構築し、地域の支え合い体制づくりを推進します。                    | 保健福祉部        |

### 各主体に期待する役割

#### 県民

- ▶要介護状態に陥らないための日頃からの健康づくり
- ▶高齢者とのふれあいや見守りの実践
- ▶茨城県地域介護ヘルパーなどのボランティア活動への参加
- ▶介護サービスの適切な利用
- ▶認知症への正しい理解
- ▶公共交通機関（鉄道・バス）の積極的な利用

#### 福祉団体

- ▶研修会などにおけるリハビリ専門職員の資質向上
- ▶福祉ボランティアの養成

#### 事業者

- ▶介護サービスの質の確保、事業の適正な運営
- ▶高齢者の生活を支援するサービスの提供

#### 市町村

- ▶各種の介護予防事業におけるシルバーリハビリ体操指導士等の活用
- ▶介護保険の円滑かつ適正な運営
- ▶高齢者の生活を支援するサービスの提供
- ▶地域の実情に応じた地域公共交通の維持確保
- ▶運転免許自主返納者に対する支援

### 数値目標（基本目標）

#### 介護予防を担う人材の養成状況

|                            |                 |                   |
|----------------------------|-----------------|-------------------|
| シルバー<br>リハビリ体操<br>指導士数（累計） | 平成26年<br>6,685人 | 平成32年<br>▶11,000人 |
|----------------------------|-----------------|-------------------|

#### 地域コミュニティ交通の整備状況

|                                  |                  |                            |
|----------------------------------|------------------|----------------------------|
| 乗合バス及び乗合<br>タクシーの人口<br>千人当たり利用者数 | 平成26年<br>13,126人 | 平成32年<br>▶現状維持<br>(13,126) |
|----------------------------------|------------------|----------------------------|



施策 ③

障害者が安心して暮らせる生活環境の充実

主な取組

|   |  |                  |
|---|--|------------------|
| 1 | 障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者が社会の中で普通の生活を送るとともに、障害者自らの意志によりあらゆる分野に参加する機会が確保されるよう、広報、研修や障害者差別相談室の設置等、差別を解消するための施策を総合的に実施します。 | 全部局              |
| 2 | 障害者が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、障害福祉サービス提供体制の充実を図ります。  | 保健福祉部            |
| 3 | 障害者が自立して生活できるよう、成長段階に応じた小児リハビリの充実を図るとともに、地域リハビリテーションの拠点となる医療機関を指定し、県立医療大学付属病院を中心とした関係機関の連携協力体制づくりを推進します。               | 保健福祉部            |
| 4 | 障害者の就業・生活を支援するため、障害者就業・生活支援センター等において、日常生活の相談支援や職業訓練等の充実に努めるほか、障害者の工賃向上に取り組む事業所への支援を行います。                               | 保健福祉部<br>商工労働観光部 |
| 5 | 障害者の在宅での生活への移行を支援するため、短期入所等の在宅障害者への支援や、グループホーム等の居住の場の整備などを推進します。   | 保健福祉部            |
| 6 | 精神障害者の症状が悪化した際に速やかな医療及び保護ができるよう、適切な医療を提供できる精神科救急医療体制の充実を図ります。  | 保健福祉部<br>病院局     |

各主体に期待する役割

県民

- ▶ 障害者への理解
- ▶ 障害者があらゆる分野の活動に参加するための支援
- ▶ 福祉ボランティア活動への参加等を通じた地域における互いの支え合い
- ▶ 県、市町村が実施する施策への協力
- ▶ 障害者等が周囲に気兼ねなく支援を求めることができる環境づくり

福祉団体

- ▶ 障害者に対する理解促進のための普及啓発
- ▶ 障害者があらゆる分野の活動に参加するための支援
- ▶ 福祉ボランティアの養成

企業

- ▶ 障害者の就労の受入促進や福祉的就労の場への事業発注等による就業機会の提供
- ▶ 障害者があらゆる分野の活動に参加するための支援

事業者

- ▶ 質の高い福祉サービスの提供、事業の適正な運営
- ▶ 障害者があらゆる分野の活動に参加するための支援

市町村

- ▶ 福祉サービスの提供等、各種の障害福祉制度の円滑かつ適正な運営
- ▶ 障害者があらゆる分野の活動に参加するための支援
- ▶ 差別を解消する施策の実施に係る県との連携

数値目標（基本目標）

福祉施設入所者の地域生活への移行状況

福祉施設入所者の地域生活への移行者数  
 平成26年 975人 ▶ 平成29年 1,540人

長期入院している精神障害者の地域生活への移行状況

在院期間1年以上の長期在院する精神障害者数  
 平成24年 4,464人 ▶ 平成29年 4,014人

施策 ④

安心できる医療体制の充実

主な取組

|    |  |                              |
|----|--|------------------------------|
| 1  | 医師を確保するため、地域医療支援センターにおける若手医師のキャリア形成支援や医学部への地域枠の設置、修学資金の貸付等を行うとともに、「若手医師教育研修立県いばらき」としてのイメージ向上を図ります。   | 保健福祉部<br>病院局                 |
| 2  | 医療従事者を確保するため、看護師等養成所の運営や施設整備に対する助成等を行うとともに、子育て中の医師、看護職員等が就業継続や再就業できる環境を整備します。  | 保健福祉部                        |
| 3  | ICTの活用などにより、限られた医療資源を有効に活用するとともに、地域の医療機能の分化・連携を推進するための地域医療構想を策定し、地域にふさわしい医療体制を構築します。   | 保健福祉部<br>病院局                 |
| 4  | 救急医療体制を充実させるため、医療機関の役割分担や連携強化を図るとともに、ドクターヘリの活用や救急医療情報システムの充実による、救急搬送・受入の強化を図ります。また、救急隊到着前に応急手当が行われるよう、AEDや応急手当の普及に努めます。さらに、インターチェンジ等から主要な医療施設へのアクセスを向上させる道路整備を推進します。 | 保健福祉部<br>生活環境部<br>病院局<br>土木部 |
| 5  | 災害時における医療救護体制の充実を図るため、災害拠点病院の機能強化や災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成、医療関係団体による医療救護班（JMAT 茨城）との連携の強化等に取り組みます。  | 保健福祉部                        |
| 6  | 総合的ながん対策として、身近なところで質の高いがん医療を提供できる体制整備を進めるとともに、がん予防・早期発見や患者・家族への支援の充実等を図ります。  | 保健福祉部<br>病院局                 |
| 7  | 安心・安全な医療のために、医療事故の防止や院内感染対策の取組を促進します。また、医薬品などの有効性・安全性の確保や、薬局機能の充実に努めます。さらに、患者・家族と医療機関との信頼関係を構築するため、医療安全相談センターの充実や、医療裁判外紛争解決（ADR）機関との連携に努めます。                         | 保健福祉部                        |
| 8  | 県民が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るとともに、後発医薬品の使用促進に努めます。  | 保健福祉部                        |
| 9  | 県内の医療に必要な輸血用血液を確保するため、献血者の確保に努めます。また、骨髄バンク事業を支援するため骨髄ドナー登録者の確保に努めるとともに、臓器移植を推進するため移植医療の普及啓発を図ります。  | 保健福祉部                        |
| 10 | 無医地区等におけるへき地医療対策として、へき地医療拠点病院からの医師の派遣や、へき地診療所の体制整備、運営支援などを行います。  | 保健福祉部<br>病院局                 |

## 各主体に期待する役割

### 県民

- ▶医療や看護等への関心と理解
- ▶がん検診の受診
- ▶救急時における応急手当の積極的な習得
- ▶献血や骨髄バンクへの理解と協力
- ▶臓器提供に関する意思表示の実施

### 団体

- ▶保健医療従事者に対する研修の実施
- ▶献血運動や移植医療の普及啓発

### 医療機関

- ▶医療相談窓口の設置や病院及び診療所の連携の推進
- ▶医療に携わる職員の就業環境の改善
- ▶職員に対する研修の実施

### 市町村

- ▶住民のがん検診受診の普及啓発
- ▶住民に対する献血思想の普及啓発
- ▶国民健康保険・後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な推進

## 数値目標（基本目標）

### 医療を支える人材の確保状況

|               |                |                  |
|---------------|----------------|------------------|
| 就業看護職員数（常勤換算） | 平成26年          | 平成29年            |
|               | <b>26,796人</b> | <b>▶ 30,044人</b> |

### 医療機能の分化・連携の進捗状況

|                 |             |               |
|-----------------|-------------|---------------|
| 地域医療支援病院のある医療圏数 | 平成26年       | 平成32年         |
|                 | <b>6医療圏</b> | <b>▶ 9医療圏</b> |

### 救急医療体制の整備状況

|                        |              |   |
|------------------------|--------------|---|
| 救急要請から医療機関への搬送までに要した時間 | 平成25年（平均）    | 平成32年   |
|                        | <b>40.5分</b> | <b>▶ 全国平均以下</b> <small>平成25年 全国平均:39.3分</small> |

### 救急医療体制の整備状況

|                            |             |                |
|----------------------------|-------------|----------------|
| 心肺機能が停止した者への救急救助による1ヶ月後生存率 | 平成25年       | 平成32年          |
|                            | <b>8.9%</b> | <b>▶ 11.5%</b> |

施策

⑤

## 安全な暮らしを支える 医療・保健・福祉サービスの提供

### 主な取組

- |    |   |                  |
|----|---|------------------|
| 1  | すべての要援護者(高齢者・障害者・難病患者・ひとり親等)に対し、適切で質の高い医療・介護サービス等を切れ目なく提供するため、本県独自に推進している地域ケアシステムの中で蓄積されたノウハウであるコーディネート機能(医師・看護職員・介護職員等の多職種が連携した取組による効率的・効果的なサービス提供)の充実を図りながら、「茨城型地域包括ケアシステム」の構築を推進します。 | 保健福祉部            |
| 2  | 新型インフルエンザ等の感染症に対する備えと対応策の充実を図るため、正確で迅速な情報提供や医療体制・監視体制の強化などに努めます。  | 保健福祉部            |
| 3  | エイズや性感染症、肝炎等の感染予防と、感染者・患者に対する差別や偏見の払拭、さらに早期発見を図るため、正しい知識の普及啓発を行うとともに、相談や検査・診療体制の充実を図ります。  | 保健福祉部<br>教育庁     |
| 4  | 原因が不明で治療法の確立していない指定難病や小児慢性特定疾病の患者・家族への身体的、精神的、経済的な負担の軽減を図るため、医療費の助成や相談・サービス体制の充実を図ります。  | 保健福祉部            |
| 5  | 地域福祉推進の担い手として地域住民への相談、援助を行う民生委員・児童委員の活動を支援します。また、生活困窮者対策の充実とセーフティネットの強化を図るため、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度、生活福祉資金貸付制度などを一体的に運用します。   | 保健福祉部            |
| 6  | 小児、妊産婦、ひとり親家庭、重度心身障害者などが、適切に医療を受けられるよう、医療福祉制度(マル福制度)を推進し、医療費負担の軽減を図ります。   | 保健福祉部            |
| 7  | 福祉を支える人材の確保と定着を目指し、福祉人材センターの機能の充実を図ります。また、福祉サービスや相談支援の質の向上を図るため、各種研修を行うとともに、第三者評価制度の推進や、福祉サービス利用者の苦情解決等に取り組む運営適正化委員会の活動を支援します。  | 保健福祉部            |
| 8  | 高齢者や障害者の日常生活の妨げになる障害を取り除くため、バリアフリー化など高齢者や障害者等に配慮した住環境の整備を推進します。   | 土木部<br>保健福祉部     |
| 9  | 子ども、高齢者、障害者の虐待防止のため、相談体制の強化や、民生委員・地域住民による早期発見・未然防止対策の推進、職場における意識啓発などに取り組み、誰もが個人の尊厳及び権利を尊重する社会の実現を目指します。   | 保健福祉部<br>商工労働観光部 |
| 10 | 高齢者、障害者など災害時避難行動要支援者の安全・安心を確保するため、避難支援や救護体制の充実を図るとともに、避難所の運営支援や、安否確認方法の周知等を図ります。また、社会福祉施設の耐震化などの対策を進めます。  | 保健福祉部<br>生活環境部   |
| 11 | 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等に対する援護の推進を図るため、戦傷病者や戦没者遺族等に対する支援を行うとともに、中国からの帰国者の地域社会への定着を促進します。  | 保健福祉部            |

## 各主体に期待する役割

### 県民

- ▶ 地域福祉活動への積極的参加
- ▶ 新型インフルエンザなどの感染症に関する正しい知識の習得
- ▶ 災害時の避難支援への協力

### 福祉団体

- ▶ 地域福祉活動の企画・実施、住民参加の呼びかけ

### 事業者

- ▶ 福祉サービスの質の向上、事業の適正な運営
- ▶ 社会福祉施設における防災体制の充実

### 企業

- ▶ 職場における虐待防止

### 市町村

- ▶ 生活保護の適正な実施
- ▶ 地域福祉の計画的な推進
- ▶ 茨城型地域包括ケアシステムの推進体制の整備
- ▶ 民生委員・児童委員の活動支援
- ▶ 災害時の安全確保、保健・福祉サービスの提供体制の確保

## 数値目標（基本目標）

### 市町村が災害に備える取組状況

|                               |                       |   |                        |
|-------------------------------|-----------------------|---|------------------------|
| 災害時避難行動<br>要支援者個別計画<br>策定市町村数 | 平成26年<br><b>6</b> 市町村 | ▶ | 平成32年<br><b>44</b> 市町村 |
|-------------------------------|-----------------------|---|------------------------|

### 介護業務に従事する人材の確保状況

|       |                          |   |                          |
|-------|--------------------------|---|--------------------------|
| 介護職員数 | 平成24年<br><b>32,586</b> 人 | ▶ | 平成32年<br><b>47,210</b> 人 |
|-------|--------------------------|---|--------------------------|

## 施策 ⑥ 生涯にわたる健康づくり

### 主な取組

|   |  |                                       |
|---|--|---------------------------------------|
| 1 | 生活習慣病を予防し健康寿命を伸ばすため、ヘルスロード(健康づくりのためウォーキングの推進を図る道路等)やサイクリングロード等を活用した運動習慣の普及を図ります。また、適塩や地産地消の推進と連携した県産野菜の積極的な摂取による食習慣の改善など、生涯にわたる健康管理や健康増進への取組を進めます。 | 保健福祉部<br>企画部<br>農林水産部                 |
| 2 | 喫煙による健康被害を防ぐため、禁煙を行う人への支援を行うとともに、施設の禁煙化の促進等による受動喫煙防止等を図ります。  | 保健福祉部                                 |
| 3 | 健やかな心身を育むため、ライフステージに応じた食育を推進するなど、食による健康づくりの環境整備を図ります。  | 保健福祉部<br>教育庁                          |
| 4 | 歯科疾患の予防や口腔機能の維持向上を図るため、8020・6424を目標に歯と口腔の健康づくりの大切さを普及啓発するとともに、幼児期から高齢期まで、生涯を通じた歯科保健体制の充実を図ります。   | 保健福祉部                                 |
| 5 | がんを早期に発見するため、がん検診の実施主体である市町村や企業等と連携したがん検診の普及を図ります。   | 保健福祉部                                 |
| 6 | 精神医療の充実を図るため、県立こころの医療センターにおいて、高度で専門的な医療の提供に努めます。また、総合的な心の健康づくりを進めるため、保健・福祉・医療・労働・教育等の各関係機関との連携を図り、相談支援体制の強化や普及啓発などを行います。                           | 保健福祉部<br>病院局<br>総務部<br>教育庁<br>商工労働観光部 |
| 7 | 薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するため、関係機関との連携を図りながら、啓発活動や監視体制を強化します。  | 保健福祉部<br>病院局<br>警察本部                  |

### 各主体に期待する役割

#### 県民

- ▶健康診断受診による健康状態のチェック
- ▶がん検診の受診
- ▶健康づくりのための定期的な運動の実践
- ▶バランスのとれた食生活の実践及び家庭などでの食育の実践
- ▶規則正しい歯磨きの実践及び定期的な歯科検診の受診

#### 団体

- ▶医療や運動、栄養、食生活等に関する団体の専門的知識等を活用した、地域・職場・学校における正しい知識の普及啓発と健康づくりの促進
- ▶がん検診の受診啓発
- ▶薬物乱用防止の普及啓発

#### 企業

- ▶従業員の健康管理体制の充実
- ▶健康に関する適切な情報提供
- ▶飲食店等での栄養成分表示やヘルシーメニューの提供
- ▶がん検診の受診啓発
- ▶受動喫煙防止に向けた環境整備

#### 市町村

- ▶健康増進計画及び食育推進計画の策定・計画に基づく取組の推進
- ▶健康づくりに関する的確な情報提供と相談・指導体制の充実
- ▶健康診断受診のPR及び受診機会の拡大
- ▶がん検診の受診啓発

## 数値目標（基本目標）

### 生活習慣病対策の進捗状況

|                                |                 |                |                |               |
|--------------------------------|-----------------|----------------|----------------|---------------|
| メタボリックシンドローム<br>該当者の割合（40～74歳） | 平成26年           | 平成32年          | 平成26年          | 平成32年         |
|                                | 男性 <b>26.2%</b> | ▶ <b>23.6%</b> | 女性 <b>8.9%</b> | ▶ <b>8.0%</b> |

|                            |                 |                |                 |                |
|----------------------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| BMI指数25以上の者の割合<br>（40～74歳） | 平成26年           | 平成32年          | 平成26年           | 平成32年          |
|                            | 男性 <b>31.0%</b> | ▶ <b>27.9%</b> | 女性 <b>21.7%</b> | ▶ <b>19.5%</b> |

### 禁煙への取組状況

|                |                 |                   |
|----------------|-----------------|-------------------|
| 禁煙認証施設<br>の認証数 | 平成26年           | 平成32年             |
|                | <b>5,292</b> 箇所 | ▶ <b>6,800</b> 箇所 |

### 給食施設における栄養管理

|                                   |              |                |
|-----------------------------------|--------------|----------------|
| 管理栄養士・栄養士<br>を配置している特定<br>給食施設の割合 | 平成26年        | 平成32年          |
|                                   | <b>72.5%</b> | ▶ <b>78.0%</b> |

### 口腔衛生の進捗状況

|                      |              |                |
|----------------------|--------------|----------------|
| 12歳児でのむし歯<br>のない者の割合 | 平成26年        | 平成32年          |
|                      | <b>54.7%</b> | ▶ <b>58.0%</b> |

### 心の健康づくりの成果

|                     |               |                   |
|---------------------|---------------|-------------------|
| 人口10万人当たり<br>自殺死亡者数 | 平成26年         | 平成28年             |
|                     | <b>19.7</b> 人 | ▶ <b>18.9</b> 人以下 |



## 政策 2

# 人にやさしい快適な生活環境づくり

### 将来像

- 1 人口減少・超高齢化が進む中であっても、都市のコンパクト化と公共交通網をはじめとするネットワークを構築するコンパクトシティや、日常生活に不可欠な生活支援サービス機能を一定エリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ小さな拠点づくりなどの取組が進められています。
- 2 都市的な生活と自然の豊かさを享受できる暮らしやすい環境など、本県が持つ多様な魅力をそれぞれの地域が活かし、国内外から評価される、みんなが住みたく潤いのあるまちづくりが進んでいます。
- 3 住民自身が地域社会を見守り、そこに暮らす多様な人々が互いに支え合う、日頃から人と人の豊かなつながりが感じられる地域コミュニティが形成されています。
- 4 水道や下水道が適切に整備され、モラルを持って動物を飼うなど、良好な生活衛生環境が形成されています。

### 現状と課題

可住地面積が広く中小都市が分散する本県特有の都市構造にあって、人口減少や超高齢化が進む中でも、すべての人に福祉・医療・商業等の日常生活に必要なサービスが提供できる環境づくりが求められています。

歴史・伝統、文化、スポーツなどの地域資源を積極的に活用することにより、住む人に質の高いライフスタイルを提供できる、地域の魅力を活かした快適なまちづくりが求められています。

地域の連帯感や人間関係が希薄化する中、社会問題化している孤独死を防止するとともに、地域コミュニティを維持し地域の治安や防災力を強化していくことが求められています。また、定住化が進む外国人とともに助け合うことが求められています。

長期にわたり良好で安定的な水資源を確保するとともに、生活排水の適切な処理が求められています。また、遺棄された動物等による感染症のリスク低減や生活に密接に関係する理・美容所などの生活衛生関係営業施設における衛生水準の維持向上が求められています。

### 県民の意見



各種サービスの集約など、人口減少に対応した政策を展開してほしい。



都心にほど近いことを活かした便利なまちづくりや、自然環境が豊かでゆっくりとした生活が送れるまちづくりを進めてほしい。



孫の存在が近隣の老人に元気を与えている。地域には元気な老人が多いので、世代間交流が図られる具体策を講じてほしい。



生活排水がそのまま流されて環境が汚染されないような対策を講じてほしい。

### 政策を構成する施策



- 施策① 人口減少社会に対応した生活基盤の確保
- 施策② みんなが住みたく潤いのあるまちづくり
- 施策③ ともに助け合う社会づくり
- 施策④ 快適な生活衛生環境の確保



数値目標（政策目標）

都市機能の集約状況

立地適正化計画（コンパクトシティ実現に向けた計画）策定市町村数

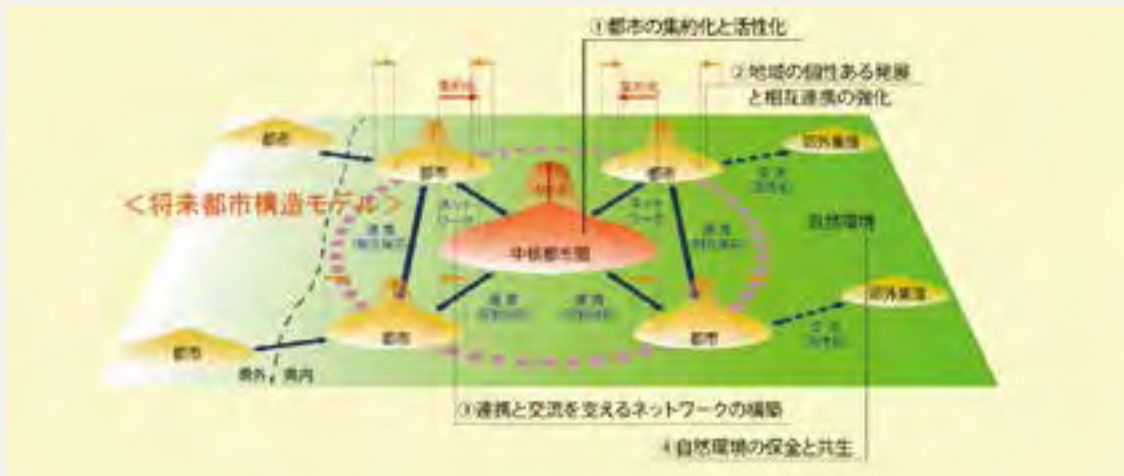
平成26年

- 市町村

平成31年

▶ 5市町村

将来都市構造＜視点とモデル＞



出典：いばらきの都市づくりの状況と今後の方向性

「つくば」の魅力を活かしたライフスタイル



「いばらき さとやま生活」を提唱する県北地域



花づくりをとおした地域  
コミュニティの再生・活性化



成田北自治会（筑西市）

動物愛護意識を育む  
動物ふれあい教室



施策 ①

# 人口減少社会に対応した生活基盤の確保

## 主な取組

|          |   |                                |
|----------|---|--------------------------------|
| <b>1</b> | 人口減少下においても健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するため、道の駅や空き家・廃校等も活用しながら福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携(コンパクト+ネットワーク)を図るとともに、日常生活に不可欠な生活支援サービスを維持するため、これらの機能を一定のエリアに集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成などを促進します。 | 企画部<br>保健福祉部<br>商工労働観光部<br>土木部 |
| <b>2</b> | 医療・福祉・買い物等の機能を維持するため、中心市街地の活性化に向けた市町村や商工団体の取組をはじめ、宅配や移動販売など、民間業者等による取組を支援します。   | 企画部<br>商工労働観光部                 |
| <b>3</b> | 日常生活に必要な移動手段を確保するため、交通事業者や市町村、地域住民等と連携して、地域鉄道をはじめ、複数市町村にまたがるような広域的・幹線的なバス路線など公共交通の活性化を図ります。また、市町村等が運行するコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどに加えて、地域が主体となった移送サービスなど、多様な生活交通の導入を促進します。                     | 企画部<br>保健福祉部                   |
| <b>4</b> | すべての人が利用しやすい施設の整備や、サービスの提供等ができるよう、高齢者や障害者等のニーズを捉えながら、旅客施設・車両、道路、建築物等のバリアフリー化を進めるなど、人にやさしい生活空間づくりを進めます。  | 企画部<br>保健福祉部<br>土木部            |
| <b>5</b> | 都市における円滑な交通の確保や、自動車・歩行者・自転車が安全に通行できる道路交通環境を構築するため、交通危険箇所の重点的な整備を進めるとともに、日常の巡視や定期的な点検により適切な道路の維持管理に努めます。また、鉄道の安全性向上のため、踏切や自動停止装置等の施設整備を促進します。  | 土木部<br>警察本部<br>企画部             |
| <b>6</b> | 公共交通の維持・活性化を図るため、災害時の移送等でも大きな役割を果たす公共交通の重要性を県民に啓発するとともに、自家用車と公共交通を賢く使い分けしながら、公共交通への利用転換を促進します。  | 企画部                            |

## 各主体に期待する役割

### 県民

- ▶公共交通機関（鉄道・バス等）の積極的な利用
- ▶道路の構想・計画策定プロセスへの参画
- ▶都市計画や景観形成、都市緑化などまちづくり全般への参画

### 団体

- ▶公共交通機関（鉄道・バス等）の積極的な利用
- ▶地域に必要な公共交通の運行への主体的な参加

### 企業

- ▶すべての人が利用しやすい施設の整備やサービス等の提供
- ▶エコ通勤の実践

### 企業（鉄道・バス事業者等）

- ▶乗客の利便性、快適性の向上に向けたサービスの実施
- ▶地域と連携した新しい公共交通サービスの展開
- ▶駅等へのエレベーターやエスカレーターの設置、ノンステップバスの導入などバリアフリー化の推進

### 市町村

- ▶生活支援サービス機能の維持
- ▶定住自立圏構想に基づく市町村間の連携
- ▶地域における生活交通の確保
- ▶地域の実情に応じた地域公共交通の維持確保
- ▶市町村道の整備、維持管理の推進
- ▶地域住民や県等と連携したまちづくりの推進
- ▶ユニバーサルデザインに関する普及啓発
- ▶地域の特色を活かした地域活性化の拠点となる道の駅の整備

## 数値目標（基本目標）

|                   |                       |                       |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 利用しやすい生活交通環境の整備状況 |                       |                       |
| 交通結節点の移動円滑化実施箇所数  | 平成26年<br><b>38</b> 箇所 | 平成32年<br><b>43</b> 箇所 |

施策

②

# みんなが住みたくなる 潤いのあるまちづくり

## 主な取組

|   |   |                                       |
|---|---|---------------------------------------|
| 1 | 潤いのある生活環境を確保するため、地域住民や市町村等と協働して、歴史や文化、自然環境等の地域特性に応じた良好な景観の形成を促進します。また、良好な都市環境を形成するため、都市公園の整備と都市における緑地の保全及び緑化に対する県民意識の啓発等を図ります。  | 土木部                                   |
| 2 | 中心市街地の活性化や地域の魅力を活かした快適なまちづくりを進めるため、地域特性を踏まえた計画的な土地利用の誘導や都市機能の更新を図り、秩序ある市街地を形成します。   | 土木部                                   |
| 3 | 誰もが安心して住居を確保できるよう、住宅・住環境の整備を進めるとともに、安全で快適な質の高い住まいの供給を促進します。   | 土木部                                   |
| 4 | まちづくりの核となる駅周辺の利便性の向上を図るため、駅の橋上化や駅前広場をはじめ、パークアンドライド用駐車場や駐輪場の整備を進めます。   | 土木部<br>企画部                            |
| 5 | 歴史・伝統、芸術(アート)・文化、スポーツなどを核とした個性的で魅力ある地域をつくるため、市町村、団体などと連携・協働しながら、筑波山や霞ヶ浦周辺等における日本一のサイクリング環境の整備をはじめ、県北地域における「茨城県北ジオパーク」や「KENPOKU ART 2016 茨城県北芸術祭」の開催など、地域資源を活かした特色ある取組を進めます。 | 企画部<br>生活環境部<br>教育庁<br>商工労働観光部<br>土木部 |
| 6 | 東京圏などの都市住民の「地域志向」へのニーズに応えるため、四季折々の豊かな自然に囲まれながら、都市住民が気軽に地域とふれあい、安心・快適なスローライフを思い思いに楽しむ悠々自適のライフスタイルを「いばらきさとやま生活」として提唱し、県北地域の自然環境を活かしたまちづくりを進めます。                               | 企画部                                   |
| 7 | 利便性と豊かな自然環境を望む都市住民のニーズに応えるため、つくばエクスプレス沿線地域において、「充実した都市機能」、「豊かな自然」、「科学のまちならではの知的な環境」を享受しながら、自分の希望に合わせて、住み、働き、学び、遊ぶことができるライフスタイルを「つくばスタイル」として提唱し、魅力的なまちづくりを進めます。              | 企画部                                   |
| 8 | 地域の魅力を高めるため、弘道館や偕楽園などを活かした観光・レクリエーション地域の形成、カシマサッカースタジアムでのスポーツ交流、結城紬等の地場産業のブランド化など、地域資源を活かしたまちづくりを進めます。また、陸・海・空の広域交通ネットワークを活用した魅力的な都市拠点を形成します。                               | 企画部<br>土木部                            |

## 各主体に期待する役割

### 県民

- ▶都市計画や景観形成、都市緑化などまちづくり全般への参画
- ▶いばらきに対する愛着心と誇りをもった県民個々の情報発信

### 団体(地域づくり)

- ▶道路の清掃美化活動の実践
- ▶景観形成や公園の環境美化活動などまちづくり活動の実践や普及活動

### 企業

- ▶地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・提供
- ▶居住者のニーズに対応した良質な住宅の供給
- ▶パークアンドライドの推進とそのための駐車場や駐輪場の整備

### 市町村

- ▶地域住民や県等と連携したまちづくりの推進
- ▶パークアンドライドの推進とそのための駐車場や駐輪場の整備

## 数値目標(基本目標)

### 美しさや潤いを感じられる環境の整備状況

都市計画区域人口  
1人当たりの都市公園面積

|       |         |
|-------|---------|
| 平成25年 | 平成32年   |
| 9.18㎡ | ▶ 9.80㎡ |

## 目標3 住みよいいばらきづくり

### 施策

# ③

## ともに助け合う社会づくり

### 主な取組

|   |  |                                |
|---|--|--------------------------------|
| 1 | 社会教育・まちづくりなどの課題に対応するため、県民・NPO・行政等が連携・協働し、自助・互助・共助・公助が適切に組み合わせられた助け合いの仕組みづくりに努めます。また、地域活動団体間のネットワークの強化などを進め、持続可能な地域コミュニティの形成を支援します。           | 生活環境部<br>商工労働観光部<br>保健福祉部      |
| 2 | 災害時の避難誘導が円滑に行われるとともに、避難後の安全・安心が確保されるよう、地域住民や自主防災組織の助け合いや安否情報の共有化など、地域コミュニティ力を高める取組を支援します。  | 生活環境部<br>商工労働観光部<br>保健福祉部      |
| 3 | 県民のボランティア活動を促進するため、社会福祉協議会のボランティアセンターなどと連携を図りながら、啓発、研修等を行います。また、NPO法人と行政等との連携・協働を深化するため、NPO法人の運営力や資質向上に向けた取組を支援し、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。 | 生活環境部<br>保健福祉部<br>農林水産部<br>教育庁 |
| 4 | 支え合いと活気のある社会をつくるため、NPO、企業、行政等多様な主体の連携・協働による地域づくりを促進し、高齢者や子どもの見守りなど地域における支え合いの活動を支援します。   | 全部局                            |
| 5 | NPOや地縁型団体などの地域社会活動への県民の参加意識の醸成と、住民間の交流を促進するため、大好きいばらき県民運動の普及等を行います。  | 生活環境部<br>知事直轄                  |
| 6 | 子どもの保育や親の介護等、親世代・子世代が互いに支え合える、多世代近住を進めます。  | 全部局                            |
| 7 | 外国人も地域のひとりとして安心していきいきと生活できるよう、外国人相談体制の充実や、多文化共生サポーターバンクの活用促進など、支援体制の整備に努めます。また、お互いを尊重できる人材を育成するため、文化や価値観の多様性を理解する教育等に努めます。                   | 知事直轄<br>企画部<br>教育庁             |
| 8 | 外国人にも暮らしやすい環境を整備するため、道路標識への英語併記や多言語による情報提供、様々な国籍や日本語指導が必要な児童生徒の教育環境の充実などを推進します。  | 知事直轄<br>保健福祉部<br>土木部<br>教育庁    |

### 各主体に期待する役割

#### 県民

- ▶ 地域社会活動への積極的な参加と助け合いの実践
- ▶ 外国の文化や生活習慣への理解
- ▶ 国際交流や国際協力に関するボランティア活動への積極的な参加

#### 企業

- ▶ 地域社会活動の実践
- ▶ NPO等との連携・協働

#### 団体（地域づくり・国際交流）

- ▶ 地域社会づくりの主役としての地域社会活動へのさらなる取組
- ▶ 外国人のニーズに即した支援活動の実践
- ▶ 国際交流団体、国際協力団体のネットワークづくりによる活動の充実

#### 市町村

- ▶ 地域社会活動の普及啓発と活動しやすい環境の整備
- ▶ NPO等との連携・協働
- ▶ 市町村ボランティアセンターによるボランティア活動の推進
- ▶ 外国人が必要な時に情報を得られる情報発信体制の整備
- ▶ 外国人が相談できる体制の整備

### 数値目標（基本目標）

#### 地域社会活動の取組状況

NPO法人数

|        |        |
|--------|--------|
| 平成26年  | 平成32年  |
| 751 法人 | 810 法人 |

#### 地域社会活動と行政との連携・協働状況

NPOと県の連携・協働事業実施件数（5カ年）

|       |       |
|-------|-------|
| 平成26年 | 平成32年 |
| 218 件 | 280 件 |

#### 地域活動への参加状況

交流サルーンいばらきの利用者数

|          |          |
|----------|----------|
| 平成26年    | 平成32年    |
| 11,356 人 | 13,740 人 |

## 施策④ 快適な生活衛生環境の確保

### 主な取組

|   |   |                       |
|---|---|-----------------------|
| 1 | 水の安定確保を図るため、霞ヶ浦導水事業など水資源開発事業を促進します。   | 企画部                   |
| 2 | 水質管理の強化と安定供給を図るため、水道施設の整備と水道への加入促進を図ります。  | 保健福祉部<br>企業局          |
| 3 | 生活排水に係る衛生水準の維持向上を図るため、市街地等においては、下水道施設の整備を推進・支援するとともに接続を促進します。また、農村地域においては、農業集落排水施設整備を支援するとともに接続を促進します。なお、下水道及び農業集落排水施設の未整備地域においては、合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を促進します。 | 土木部<br>農林水産部<br>生活環境部 |
| 4 | 動物愛護意識を啓発し、犬・猫等の適正な飼養を促進するため、「動物ふれあい教室」や「犬の譲渡会」を開催するとともに、県動物指導センターが保護収容した犬・猫の情報公示により逸走した犬・猫等の飼い主への返還を図るなど殺処分数の減少に努めます。また、ペット由来の感染症に関する衛生指導を徹底します。                         | 保健福祉部                 |
| 5 | 理・美容所、クリーニング所などの衛生水準の維持向上を図るため、計画的に監視指導を行うとともに、営業者に対し、衛生に関する意識を高めるための講習を行います。   | 保健福祉部                 |

### 各主体に期待する役割

#### 県民

- ▶ 水道整備地域における水道への速やかな加入
- ▶ 下水道、農業集落排水施設への接続または合併処理浄化槽等の設置とそれらの適切な維持管理
- ▶ 動物愛護意識に基づくペットの適正な飼養

#### 事業者（生活衛生関係）

- ▶ 営業に係る衛生水準の遵守

#### 団体（動物愛護）

- ▶ 県動物指導センターが保護収容した犬・猫の里親探しのための支援

#### 市町村

- ▶ 水道未整備地域の解消と水道整備地域の住民に対する水道への加入促進
- ▶ 水道施設の耐震化や水質管理体制の強化、水道経営の効率化など水道事業の充実
- ▶ 生活排水処理施設の整備推進と適切な維持管理
- ▶ 住民に対する下水道、農業集落排水施設の接続及び合併処理浄化槽等の設置とそれらの適切な維持管理への啓発
- ▶ 県動物指導センターが保護収容した犬・猫情報の公開

#### 国

- ▶ 霞ヶ浦導水事業などの各種水資源開発事業の推進

### 数値目標（基本目標）

#### 安全・安心で衛生的な水道の加入状況

|       |                |   |                 |
|-------|----------------|---|-----------------|
| 水道普及率 | 平成25年<br>93.6% | ▶ | 平成32年<br>100.0% |
|-------|----------------|---|-----------------|

#### 衛生的で快適な生活をもたらす生活排水（污水）処理施設の普及状況

|           |                |   |                |
|-----------|----------------|---|----------------|
| 汚水処理人口普及率 | 平成26年<br>81.5% | ▶ | 平成32年<br>86.4% |
|-----------|----------------|---|----------------|

#### 生活衛生環境の適正な維持改善に向けた取組の推進状況

|            |                |   |                |
|------------|----------------|---|----------------|
| 浄化槽法定検査受検率 | 平成26年<br>33.1% | ▶ | 平成32年<br>50.0% |
|------------|----------------|---|----------------|

#### 動物愛護や飼育意識の啓発に関する取組に係る成果

|         |                 |   |                 |
|---------|-----------------|---|-----------------|
| 犬猫の殺処分数 | 平成26年<br>3,969頭 | ▶ | 平成32年<br>1,840頭 |
|---------|-----------------|---|-----------------|



## 政策 3

# 安全・安心な暮らしが確保された 社会づくり

### 将来像

- 1 大規模自然災害や、火災、産業事故、武力攻撃などへの危機管理体制等が整い、県民の生命、身体及び財産が保護されています。
- 2 原子力災害に対し、想定される全ての事態に対処し得る体制が整い、住民の生命と身体及び財産が保護されています。
- 3 県民の自主的な防犯活動と警察や自治体等の協働による防犯体制が構築され、県民が安全・安心を実感しています。
- 4 消費生活における県民の基本的な需要が満たされ、健康で豊かな生活を営むために必要な食の安全・安心が確保されています。
- 5 交通ルールが遵守されることはもとより、県民の交通マナーが向上し、交通事故発生件数が大幅に減少しています。

### 現状と課題

東日本大震災をはじめとする過去の被災体験を教訓として、関係機関相互の緊密な連携のもと、地震・津波・風水害等の被害を最小化する「減災」を基本に、人命を最重視した災害への備えや発災時の応急対策及び復旧対策の確立が求められています。

高齢化した原子炉をはじめとする原子力施設の安全確保対策や、原発事故を教訓とした原子力防災対策の一層の充実強化が求められています。

県内の刑法犯認知件数は減少が続いているものの、自動車盗、侵入盗、二重電話詐欺等の県民に身近な犯罪が高い水準で発生しており、依然として多くの県民が犯罪への不安を感じている状況にあることから、犯罪の起こりにくい社会環境づくりなどが求められています。

消費者の生命に関わる製品事故や食品表示の偽装など多くの課題に直面する中、消費者教育の充実強化が求められています。また、消費者から信頼されるよう、食品への異物混入を防止するなど、生産から消費に至る全ての過程において、一貫した安全対策が求められています。

県内の人身交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、交通事故死者数は全国ワースト上位にあることから、年齢層に応じた交通安全教育や安全な道路交通環境の整備などが求められています。

### 県民の意見



最近では想像できない大規模災害が多い。限界があると思うが、過去にあった災害程度は乗り切れる備えをしておくべき。



日本で最初に原子の火を灯し、事故が起きたこともあることを肝に銘じて、万全の対策やそのための研究を進めてほしい。



犯罪が起こらない社会環境をどうやってつくるかが最重要である。



安全で安心な食材が入手できることは大切だと思う。危険な食材は店頭に出さないようにしてほしい。



車中心の道路でなく、歩行者や自転車に安全に通行できる道路の整備が望まれる。

### 政策を 構成する施策



- 施策① 災害に備えた強靱な県土づくりと防災・危機管理体制の強化
- 施策② 原子力安全対策の徹底
- 施策③ 犯罪に強い社会づくり
- 施策④ 消費生活と食の安全確保
- 施策⑤ 交通安全対策の強化

## 数値目標（政策目標）

### 災害等への自主的な備えの状況

自主防災組織の活動カバー率  
 平成25年 **72.3%** ▶ 平成32年 **89.6%**

### 防犯の取組に係る成果

住んでいる地域の治安が悪いと感じている県民の割合  
 平成26年 - % ▶ 平成32年 毎年**50%以下**

### 県民の安全な食生活に関する意識

食に不安を感じる県民の割合  
 平成26年 **79.8%** ▶ 平成32年 **50.0%**

### 海岸や河川河口部の堤防の嵩上げ状況 [小木津海岸（日立市）]

整備前

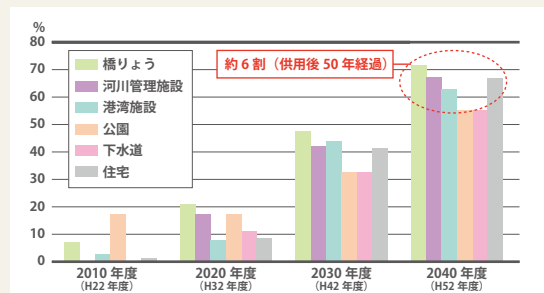


整備後



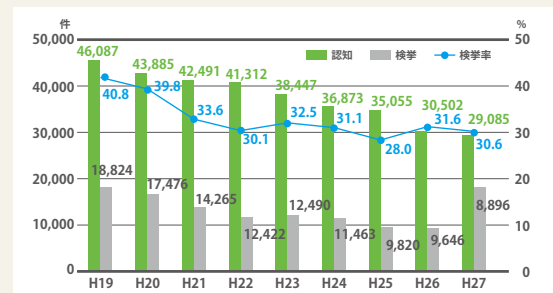
資料出典：茨城県土木部資料

### 主なインフラ施設における供用開始後50年以上経過する割合



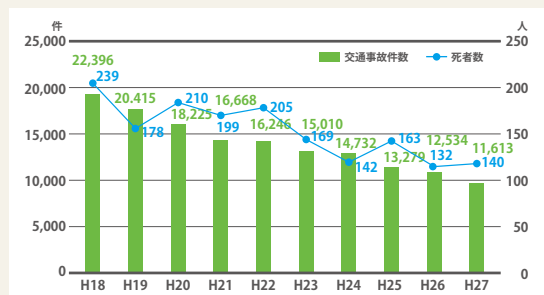
資料出典：茨城県公共施設等総合管理計画 (H27.3 茨城県)

### 県内の刑法犯認知件数の推移 (H19~27)



資料出典：茨城県警察本部 生活安全総務課調べ

### 県内の人身交通事故発生件数・交通事故死者数の推移 (H18~27)



資料出典：茨城県警察本部 交通企画課調べ

### 歩道設置により歩行者の安全が確保された道路



施策

①

## 災害に備えた強靱な県土づくりと 防災・危機管理体制の強化

### 主な取組

- |   |   |                              |
|---|---|------------------------------|
| 1 | 東日本大震災の教訓等を踏まえ、平時から大規模自然災害等に備えるため、国土強靱化地域計画を策定し、事前防災・減災に資する施策を総合的・計画的に推進するとともに、必要に応じ地域防災計画を改定します。また、震災の写真や映像、体験談等を風化させることなく保存し、教育現場等において活用します。  | 生活環境部<br>土木部<br>教育庁          |
| 2 | 県民の防災意識を啓発するため、津波・浸水・土砂災害対策など、地域に即した防災訓練を定期的実施します。また、災害時に被災者が必要とする物資を供給するため、防災備蓄資機材を適切に配備するとともに、生活救援物資の供給体制・配送拠点の整備を進めます。   | 生活環境部<br>保健福祉部               |
| 3 | 災害発生時の人命救助、被害拡大防止を進めるため、情報収集、救出救助、避難誘導、交通整理等における警備体制を確立するとともに災害対策用資機材の整備を進めます。また、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成、医療関係団体による医療救護班（JMAT 茨城）との連携の強化など、発災直後の医療救護体制の充実を図ります。さらに、継続して被災者のメンタルヘルス、リハビリ等を支援する体制整備を図るとともに、災害拠点病院の機能強化を進めます。        | 警察本部<br>生活環境部<br>保健福祉部       |
| 4 | 災害時の情報通信体制を整備するため、ICTを活用した災害情報の迅速な収集・伝達と共有化を図るとともに、防災情報ネットワークシステムの機能強化等を推進します。また、被災者をケアするため、地域メディアを活用した情報発信や、外国人に対する災害時学語ボランティアを活用した多言語での情報提供等に努めます。  | 生活環境部<br>知事直轄<br>土木部         |
| 5 | 広域的な災害に対応するため、近接県間や全国規模での相互応援体制の整備を進め、災害時の支援物資の確保や緊急消防援助隊等の受入体制の整備に努めるとともに、地域防災力を強化するため、消防団の団員確保等と併せ、自主防災組織の充実、学校の防災力の向上等による自発的な防災活動を支援します。また、安全かつ迅速に避難するため、洪水や地震、津波、土砂災害など様々な災害に対応したハザードマップの作成支援とその周知を図るとともに、隣接市町村の情報も確認できるハザードマップの再構築に努めます。 | 生活環境部<br>土木部<br>農林水産部<br>教育庁 |
| 6 | 高齢者や障害者など災害時避難行動要支援者の救護体制の充実を図るため、地域住民、自主防災組織、企業、交通事業者、市町村等と連携した避難支援等に取り組みます。また、一斉帰宅の抑制や、安否確認方法の周知等の意識啓発等を行います。   | 生活環境部<br>保健福祉部<br>企画部        |
| 7 | 災害への備え・応急対策・復旧活動を円滑に行うため、市町村及び防災関係の専門機関等と連携し、安否確認体制やボランティア活動の支援体制等、災害時における専門的な対応を検討するとともに、一連の対応をマネジメントできる人材の育成に努めます。  | 生活環境部<br>保健福祉部               |
| 8 | 災害発生時の防災活動拠点となる行政庁舎や避難施設などの公共施設、病院、ライフライン施設の機能を維持するため、業務継続計画（BCP）に基づき、被災後の業務立ち上げ期間の短縮や、発災後の速やかな業務レベルの回復を図るとともに、市町村や企業等におけるBCP策定の必要性について周知に努めます。また、防災拠点等として活用される道の駅について、市町村と連携し整備を促進します。   | 全部局                          |
| 9 | 災害の被害を最小限に抑えるため、住宅、避難施設や不特定多数の者が利用する施設等、橋梁・道路・港湾・河川等の公共インフラや公共建築物、上下水道施設等のライフラインの耐震化や、計画的・効率的な維持管理と更新による長寿命化を図ります。また、国や市町村、関係機関等と連携して、住宅や公共施設、上水道施設等の液状化対策を進めます。  | 全部局                          |



- 10** 災害時の物資輸送や救急活動等を円滑にするため、高速道路のミッシングリンク解消や、防災上重要な港湾・空港施設等へのアクセス強化等、緊急輸送道路のネットワーク強化を図るとともに、これを補完する代替ルートの確保に努めます。また、広域的な大規模災害に備え首都圏物流の代替機能を確保できるよう、耐震強化岸壁など港湾機能強化を図るとともに、避難、救急・防災活動、火災の延焼防止に資する道路整備や、電柱倒壊等による通行止等を防止するための無電柱化を推進します。

土木部  
生活環境部  
企業局  
教育庁
- 11** 土石流や地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を防止するための施設整備や土砂災害警戒区域の指定等を推進するとともに地域住民への周知を図ります。また、山地災害を防止するため、治山施設の整備等を推進します。

土木部  
農林水産部
- 12** 豪雨に伴う洪水等による市街地や農地等の浸水被害を軽減するため、国や市町村、関係機関などと連携し、河川や下水道の整備等を推進します。また、津波や高潮、海岸侵食による災害を防止するため、海岸や河川河口部の堤防等の整備を推進します。

土木部  
農林水産部
- 13** テロや武力攻撃事態等に備え、国・市町村・自衛隊等の関係機関の連携を強化するとともに、国民保護制度の普及・啓発に努めます。また、コンビナート及び高圧ガス等取扱所の保安意識の向上と災害の未然防止対策の促進に努めます。

生活環境部  
警察本部

### 各主体に期待する役割

#### 県民

- ▶ 災害に対する備えの充実や、防災訓練・救命講習等への参加
- ▶ 住宅の耐震性能の確認と耐震化の推進
- ▶ 自主防災組織への参加
- ▶ 森林や農地等の保全活動への参加

#### 企業

- ▶ 防災体制の充実
- ▶ 施設の自主保安体制の強化
- ▶ 生活救護物資の提供・支援
- ▶ 帰宅困難者に対する支援

#### 国

- ▶ 国が管理する道路・港湾・河川等の整備
- ▶ 公共施設等の適正な維持・更新

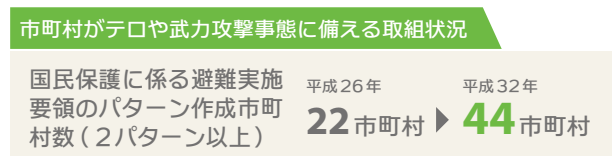
#### 団体

- ▶ 防災訓練への参加
- ▶ 自主防災活動の充実
- ▶ 災害時の活動体制の確立
- ▶ 森林や農地等の保全活動への取組

#### 市町村

- ▶ 消防防災体制の充実・強化
- ▶ 自主防災組織の結成促進や育成
- ▶ ハザードマップの周知
- ▶ 小中学校など避難施設の耐震化の推進
- ▶ 国民保護制度の住民への普及啓発
- ▶ 幹線道路整備に対する国、県等との連携・協働
- ▶ 公共施設、ライフライン等の適正な維持、更新
- ▶ 地域防災計画における防災拠点等への道の駅の位置づけ

### 数値目標（基本目標）



## 施策 ② 原子力安全対策の徹底

### 主な取組

|   |  |                       |
|---|--|-----------------------|
| 1 | 原子力施設の安全を確保するため、原子力安全協定に基づき、原子力事業者から事業活動や事故・故障等の報告を受けるとともに、原子力施設等の立入調査等を行います。  | 生活環境部                 |
| 2 | 環境放射線を監視するため、県内全域において環境放射線の常時監視等を行うとともに、環境モニタリングを実施し、測定結果を県民に公表します。また、緊急時には、環境放射線監視センターに隣接する原子力オフサイトセンター等と連携し、迅速な放射能の測定分析・影響予測等に努めます。  | 生活環境部                 |
| 3 | 原子力防災体制の強化を図るため、原子力総合防災訓練や防災関係者に対する研修を行うとともに、緊急時連絡網や防災活動資機材等の適切な維持管理を行います。また、地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難路等の道路整備を行います。                        | 生活環境部<br>土木部          |
| 4 | 大規模複合災害に対して迅速かつ確に対応するため、国の動向を踏まえて地域防災計画（原子力災害対策計画編）を改定するとともに、国や近接県とも連携しながら、原子力発電所事故に備えます。  | 生活環境部                 |
| 5 | 放射線及び放射性物質の健康影響等に対する県民の不安解消を図るため、健康相談や県ホームページ等を活用した情報提供、説明会の開催などを行います。また、原子力や放射線等に関する基礎知識を普及啓発するため、学校等へ専門家を派遣し講演会を開催するほか、冊子の発行などを行います。 | 生活環境部<br>保健福祉部<br>教育庁 |
| 6 | 国や市町村との役割分担のもと、放射性物質の除染や除去土壌等の適切な処理を進めます。また、国が行う指定廃棄物等の処理について、現在保管されている指定廃棄物等が処分されるまでの間も適切に保管されるよう、定期的な保管状況の確認、保管者に対する指導を行います。         | 全部局                   |
| 7 | 食の安全・安心を確保するため、農林水産物や加工食品、水道水などの放射性物質検査体制を強化し、きめ細やかな検査を実施するとともに、検査結果を迅速かつ分かりやすく公表します。  | 保健福祉部<br>農林水産部<br>企業局 |
| 8 | 霞ヶ浦・潟沼等の水質等の放射性物質を把握するため、定期的なモニタリングを国と連携して行い、測定結果を県民に提供します。  | 生活環境部                 |
| 9 | 原子力発電所等を狙ったテロの未然防止対策を関係機関と連携して推進するとともに、防災資機材等の整備に努めます。   | 生活環境部<br>警察本部         |

### 各主体に期待する役割

#### 県民

- ▶原子力総合防災訓練への積極的な参加
- ▶原子力や放射線に関する基礎知識や緊急時の正しい対処方法の習得

#### 市町村

- ▶避難所の整備や住民避難計画の策定
- ▶避難所の位置や避難経路等の周知、緊急時の正しい対処方法の普及啓発
- ▶放射性物質の除染や除去土壌等の処理

#### 原子力事業者

- ▶安全を最優先する意識の確立、安全管理体制の強化
- ▶住民に対する積極的な情報の公開と提供

#### 国

- ▶実効ある原子力防災体制の確立
- ▶原子力施設への的確な安全規制の実施
- ▶原子力施設の耐震化対策及び放射性廃棄物の処理処分体制の確立
- ▶放射性物質による環境汚染への対処

### 数値目標（基本目標）

#### 県民の原子力防災に向けた取組状況

|                       |                     |                           |
|-----------------------|---------------------|---------------------------|
| 県民を対象とした原子力防災講座等の参加者数 | 平成26年(単年)<br>2,202人 | 平成28～32年(累計)<br>▶ 11,000人 |
|-----------------------|---------------------|---------------------------|

#### 原子力施設周辺地域の安全確保

|            |              |                |
|------------|--------------|----------------|
| 原子力施設立入調査数 | 平成26年<br>53回 | 平成32年<br>▶ 80回 |
|------------|--------------|----------------|

## 施策 ③ 犯罪に強い社会づくり

### 主な取組

|    |   |                                     |
|----|---|-------------------------------------|
| 1  | 警察基盤の強化と治安情勢に対応した警察施設の計画的な整備に努めるとともに、大規模災害等の非常事態においても、治安維持活動の拠点としての機能を維持するため、災害に強い警察施設の整備を推進します。                | 警察本部                                |
| 2  | 殺人・強盗などの凶悪事件や自動車盗などの組織犯罪等に対する捜査活動体制の強化を図るとともに、科学技術を活用した捜査活動を推進します。  | 警察本部                                |
| 3  | ストーカー犯罪、ドメスティック・バイオレンス (DV)、児童・高齢者虐待、性犯罪等に迅速かつ適切に対処するとともに、相談しやすい環境整備に努めます。                                      | 警察本部<br>保健福祉部<br>教育庁                |
| 4  | 青少年が健全に育つよう、家庭・学校・地域社会が連携して社会環境の健全化に努めます。また、学校における命の授業等を通じて、命の大切さを教え、子どもが加害者にも被害者にもならない取組を推進します。                | 知事直轄<br>警察本部<br>教育庁<br>総務部<br>保健福祉部 |
| 5  | 児童ポルノ等のネットワーク利用犯罪やニセ電話詐欺等の被害に遭わないようにするため、子どもや高齢者等に対する安全教育を推進します。また、自治体や企業、団体等と連携した広報啓発を実施するなど、総合的な抑止対策の強化に努めます。 | 警察本部<br>生活環境部<br>知事直轄<br>教育庁        |
| 6  | 犯罪の起こりにくい社会環境づくりを推進するため、防犯ボランティア等の地域住民等と協働した安全安心な地域づくりや、防犯を考慮した生活環境施設等の普及などを行います。                               | 警察本部<br>生活環境部                       |
| 7  | 県民、市町村及び事業者等と連携し、暴力団、銃器・薬物を社会から根絶する取組を推進します。  | 警察本部                                |
| 8  | 外国人が日本人と安心して共生できる社会を構築するため、住民や関係機関等と連携を図りながら、地域の安全情報の提供や安全教育等を推進し、外国人がトラブルや犯罪に巻き込まれることを防止します。                   | 警察本部                                |
| 9  | サイバー空間の安全を確保するため、関係機関・事業者等と連携し、サイバー犯罪を抑止するための環境整備に努めるとともに、取締りを強化します。  | 警察本部<br>知事直轄                        |
| 10 | 犯罪被害者やその家族等を支援するため、民間団体と連携した支援体制づくりを進めるとともに、県民の理解を促進します。  | 警察本部<br>生活環境部                       |

### 各主体に期待する役割

#### 県民

- ▶ 自主防犯意識の向上と自主防犯活動の実践
- ▶ DV、児童・高齢者虐待等の暴力を容認しない意識の向上
- ▶ 暴力団、銃器・薬物を社会から根絶する意識の向上
- ▶ 犯罪被害者やその家族等への理解と支援
- ▶ 定住外国人等への理解と支援

#### 団体

- ▶ 自主防犯活動の推進
- ▶ 犯罪被害者やその家族等への支援活動の推進
- ▶ 定住外国人等への支援活動の推進
- ▶ 暴力団、銃器・薬物を社会から根絶する意識の啓発
- ▶ DV、児童・高齢者虐待等の暴力を容認しない意識の啓発

#### 企業

- ▶ 自主防犯意識の向上や地域住民と協働した防犯活動
- ▶ 犯罪被害者やその家族等への支援活動の推進
- ▶ 定住外国人等への支援活動の推進
- ▶ 暴力団排除活動の推進

#### 市町村

- ▶ 自主防犯意識の普及啓発と自主防犯活動への支援
- ▶ 犯罪の発生しにくい公共施設等の整備
- ▶ 定住外国人等への支援活動の推進
- ▶ DV、児童虐待の犯罪被害者等に対する相談・支援体制の整備
- ▶ 暴力団、銃器・薬物を社会から根絶する運動の推進

### 数値目標 (基本目標)

#### 県民の自主防犯への取組状況

防犯ボランティア団体数 平成26年 1,034団体 ▶ 平成32年 1,080団体

#### 防犯情報の県民への提供状況

ひばりくん防犯メール登録者数 平成26年 43,853人 ▶ 平成32年 100,000人

施策

④

消費生活と食の安全確保

主な取組

|   |   |                        |
|---|---|------------------------|
| 1 | 消費者被害を未然に防止するため、最新の消費者被害情報を収集・提供するとともに、若者や高齢者など各世代に対応した消費者教育を推進します。   | 生活環境部                  |
| 2 | 消費者被害の拡大を防止するため、法令に違反した取引や表示を行った事業者に対する指導や取締りを行うとともに、消費生活センター等における、県民が身近に相談できる体制の充実及び消費生活相談員の資質の向上を図ります。また、認知症、知的障害、精神障害などの理由により適切な判断ができない方の被害を防ぐため、市町村における市民後見人の育成等を支援します。 | 生活環境部<br>警察本部<br>保健福祉部 |
| 3 | 安全・安心な食品を供給するため、HACCPシステムの導入や適正な生産管理（GAP）を徹底するとともに、飲食店や食品を製造・販売する店舗等に対する監視指導などにより、生産・流通・消費に至る各段階での安全対策を強化します。   | 保健福祉部<br>農林水産部         |
| 4 | 食の安全・安心を確保するため、食品等の試験検査体制を充実強化するとともに、検査の実施状況等を迅速に消費者や生産者に公表します。   | 保健福祉部                  |
| 5 | 消費者、生産者、食品営業者及び行政の相互理解を図るため、食の安全に関し、関係者間での情報交換を推進します。   | 保健福祉部                  |

各主体に期待する役割

県民

- ▶消費生活や食に関する正しい知識の習得や情報の収集
- ▶食の安全・安心に関する施策の提案

生産者

- ▶農薬・動物用医薬品等の適正使用
- ▶化学農薬や化学肥料の使用量を削減した農産物の生産
- ▶適正な生産管理（GAP）による農産物の生産

市町村

- ▶消費生活相談体制の充実
- ▶地域住民や県と連携した消費者啓発の推進

団体

- ▶消費生活に関する知識の普及や消費者教育の実施
- ▶消費者の被害防止及び救済のための活動
- ▶生産から消費までの各段階における正しい知識・技術の普及

企業

- ▶安全な商品の供給や適正なサービスの提供
- ▶提供する商品やサービスについての苦情対応体制の整備
- ▶HACCPシステムの導入など自主的衛生管理の充実
- ▶食品表示の適正化の推進と食品の保管・搬送時の安全確保

国

- ▶消費者事故情報等の一元的管理及び情報提供
- ▶輸入食品などの食品衛生に関するリスク管理

数値目標（基本目標）

安全な食品製造への取組状況

|                    |                |   |                |
|--------------------|----------------|---|----------------|
| HACCPシステム<br>導入施設数 | 平成26年<br>523施設 | ▶ | 平成32年<br>680施設 |
|--------------------|----------------|---|----------------|

県民が身近に消費生活相談できる体制の整備状況

|                                    |                |   |                |
|------------------------------------|----------------|---|----------------|
| 消費生活相談のうち市町<br>村消費生活センター等の<br>受付割合 | 平成26年<br>75.1% | ▶ | 平成32年<br>85.0% |
|------------------------------------|----------------|---|----------------|

## 施策⑤ 交通安全対策の強化

### 主な取組

|   |  |                      |
|---|--|----------------------|
| 1 | 交通死亡事故をはじめとする交通事故発生件数の減少に向けた総合的な交通安全対策を推進します。  | 警察本部                 |
| 2 | 交通秩序を確立するため、交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進します。   | 警察本部                 |
| 3 | 自動車や自転車、歩行者の安全な通行を確保するため、通学路等の生活道路を重点に歩道の整備等を推進します。また、信号機の新設・改良や見やすく分かりやすい道路標識の設置等、交通安全施設の整備により、安全な道づくりを推進します。                                   | 土木部<br>警察本部          |
| 4 | 交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、関係機関・団体と連携・協力し、交通安全意識の高揚に努めるとともに、年齢層に応じた交通安全教育を推進します。特に、高齢者の交通死亡事故が多発していることから、運転免許の自主返納の啓発を含めた、高齢者に対する体系的な交通安全教育の充実に努めます。 | 生活環境部<br>警察本部<br>教育庁 |
| 5 | 交通事故相談所における相談業務を充実するため、交通事故相談員の資質向上などを図ります。  | 生活環境部                |
| 6 | 都市における円滑な交通を確保するとともに、自動車・歩行者・自転車が安全に通行できる道路交通環境を構築するため、交通危険箇所の重点的な整備や道路の適切な維持管理に努めます。また、鉄道の安全性の向上のため、踏切や自動停止装置等の施設整備を促進します。                      | 土木部<br>警察本部<br>企画部   |

### 各主体に期待する役割

#### 県民

- ▶ 交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- ▶ 交通安全ボランティア活動の実践

#### 団体

- ▶ 交通安全意識の普及啓発活動の推進

#### 企業

- ▶ 自動車・自転車運転者等に対する交通安全指導の推進

#### 市町村

- ▶ 交通安全意識の普及啓発活動の推進
- ▶ 交通安全施設の整備
- ▶ 運転免許自主返納者に対する支援

### 数値目標（基本目標）

| 交通安全対策への取組状況 |       |        |
|--------------|-------|--------|
|              | 平成26年 | 平成32年  |
| 県内交通事故死者数    | 132人  | 120人以下 |

| 県管理路線の通学路の歩道整備状況 |       |       |
|------------------|-------|-------|
|                  | 平成26年 | 平成32年 |
| 通学路の歩道整備率        | 70.6% | 74.1% |



## 政策 4

# 人と自然が共生する持続可能な環境づくり

### 将来像

- 1 地球温暖化対策の必要性が県民に理解されるとともに、新たに開発された省エネ技術が広く導入されるなど、裾野の広い県民運動が展開されることにより、低炭素社会が実現しています。
- 2 廃棄物の排出が可能な限り抑えられるとともに、排出された廃棄物は適正に循環的な利用が行われ、それができないものは適正に処分されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会が形成されています。
- 3 豊かな自然と美しい景観を有する霞ヶ浦や涸沼などの湖沼環境が、その水源をたたえる森林とともに良好な状態で引き継がれています。
- 4 健康への影響が懸念される大気汚染や水質汚濁など、身近な自然環境が改善され、人と自然が調和する生物多様性が保たれた環境が形成されています。

### 現状と課題

地球温暖化の進行により、熱波や集中豪雨など異常気象の発生頻度やその程度が増し、熱中症等の健康面への影響や、農業分野への影響、洪水や山地の斜面崩壊などの恐れが増しており、早急な地球温暖化対策が求められています。

産業廃棄物については、適正処理の推進や不法投棄の防止、一般廃棄物については、排出抑制や再生利用を重点的に推進する必要があります。

湖沼環境を保全するため、水質保全に係る県民意識の醸成や、生活排水などによる汚濁負荷の削減が求められています。また、水源を涵（かん）養し、洪水や土砂災害を防ぐため、荒廃した森林の再生が求められています。

大気中の光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）による健康被害が懸念されています。また、生態系等へ影響を与えるおそれのある外来生物の防除等が求められています。

### 県民の意見



地球温暖化等により自然災害発生が危惧される。身近にできることからやっていかなければならない。



資源の乏しい国なので、リサイクルを徹底して行う意識が重要である。



霞ヶ浦を泳げるぐらいに再生してほしい。



自然が少なくなりつつあるため、地域の豊かな自然環境を残してほしい。

### 政策を構成する施策



- 施策① 地球温暖化対策の推進
- 施策② 資源を活かす循環型社会づくり
- 施策③ 霞ヶ浦・涸沼などの湖沼環境や豊かな森林の保全と活用
- 施策④ 生活に身近な自然環境の保全と活用

## 数値目標（政策目標）

### 地球温暖化防止への取組状況

温室効果ガス排出量（1990年度比）  
 平成26年 **1.7%** ▶ 平成32年 **▲8.5%～▲15.2%**

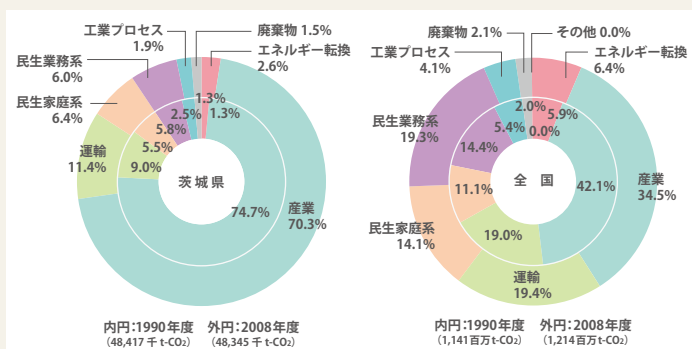
### 公害防止に向けた取組の成果

公害苦情件数（10万人当たり）  
 平成26年 **144**件 ▶ 平成32年 **114**件

### 県民の環境保全に対する取組状況

環境保全活動実践リーダー養成者数（5カ年）  
 平成26年 **30,653**人 ▶ 平成32年 **33,000**人

### 二酸化炭素排出量の部門別構成比における本県の特徴

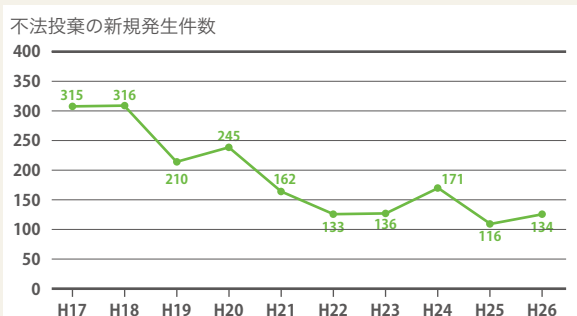


資料出典：「茨城県地球温暖化対策実行計画（H23.4）」茨城県

### ラムサール条約に登録された沼沼

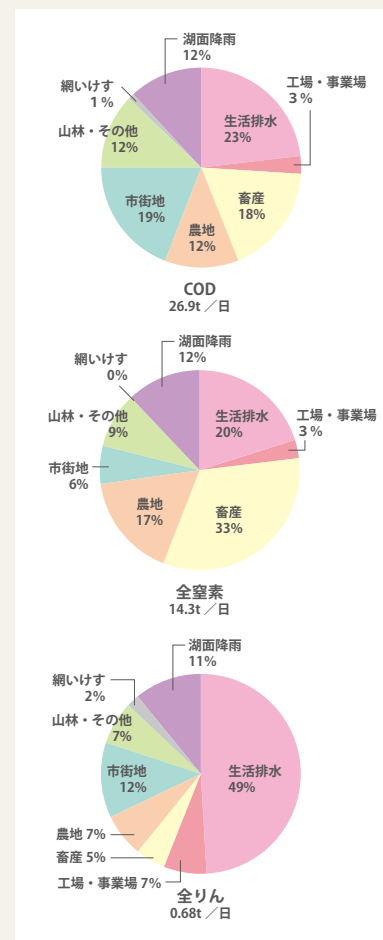


### 茨城県の不法投棄の現状



資料出典：「茨城県の不法投棄の現状」茨城県生活環境部

### 霞ヶ浦流域からの汚濁 ～霞ヶ浦における排出負荷割合（H22年度）～



資料出典：「霞ヶ浦学特別講座資料」茨城県霞ヶ浦環境科学センター

## 目標3 住みよいいばらきづくり

### 施策

# ①

## 地球温暖化対策の推進

### 主な取組

|   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 県民一人ひとりが地球温暖化対策を実践できるよう、環境教育を担う人材を育成し、ニーズに応じた多様な環境学習機会の充実に努めるとともに、環境に配慮したライフスタイルの定着を図るため、職場や家庭における省エネや節電の取組を、県民運動「いばらきエコスタイル」として広く普及啓発します。 | 生活環境部                                   |
| 2 | 事業所部門における温室効果ガス排出量の削減を図るため、企業の省エネルギー対策や環境マネジメントの導入を促進するとともに、フロン類の適正な回収・処理の徹底を図ります。   | 生活環境部                                   |
| 3 | 環境に配慮した住まいづくりを推進するため、住宅における省エネルギー対策や太陽光発電等の再生可能エネルギー利用を促進します。  | 生活環境部<br>土木部                            |
| 4 | 自動車からの二酸化炭素排出量の削減対策を推進するため、次世代自動車の普及促進やエコドライブの啓発、モーダルシフトの促進、交通渋滞対策等に取り組みます。  | 生活環境部<br>土木部<br>警察本部                    |
| 5 | 国のエネルギー政策を踏まえながら、エネルギー先進県の実現を目指し、県内の優れた知的資源の集積を活かしたエネルギー関連技術の研究開発等を促進し、エネルギー利用の効率化や、地域資源を活用し、環境にも配慮したエネルギーの導入に努めます。                        | 企画部<br>生活環境部<br>農林水産部<br>商工労働観光部<br>土木部 |
| 6 | 低炭素なまちづくりを推進するため、コンパクトな都市づくりや公共交通の利用促進、再生可能エネルギーの活用促進を図ります。また、農林水産物の地産地消の拡大など、輸送による環境負荷の軽減に努めます。   | 企画部<br>農林水産部<br>土木部                     |
| 7 | 森林の二酸化炭素吸収機能の向上を図るため、森林整備と木材の利用を推進します。   | 農林水産部                                   |
| 8 | 県有施設における省エネルギー対策を推進するとともに、太陽光発電や風力発電、小水力発電などの再生可能エネルギーや次世代自動車の率先導入に努めます。   | 全部局                                     |
| 9 | 本県における気候変動及びその影響について調査を行い、温室効果ガスの排出の抑制等を行う緩和策だけでなく、気候変動に対する適応策についても、総合的かつ計画的に取り組みます。   | 全部局                                     |

### 各主体に期待する役割

#### 県民

- ▶省エネルギー、省資源、グリーン購入等の環境に配慮した行動の実践
- ▶再生可能エネルギーや次世代自動車の積極的利用
- ▶木造住宅の建築など県産材の積極的な利用
- ▶森林ボランティア活動などによる森林整備の実践
- ▶森林の有する多様な機能に対する理解
- ▶私有林等における森林整備の実施

#### 団体

- ▶省エネルギー、省資源、グリーン購入等の環境に配慮した実践行動の率先的取組と普及啓発
- ▶再生可能エネルギーや次世代自動車の積極的利用
- ▶森林ボランティア活動の実践と普及

#### 企業

- ▶事業活動に伴う環境に配慮した省エネルギー・省資源対策の実践
- ▶環境配慮型の製品・サービスの提供
- ▶再生可能エネルギーや次世代自動車の積極的利用
- ▶行政が行う地球環境保全のための取組への連携
- ▶県産材の利用促進 ▶県産材を使用した住宅建設の推進
- ▶植林や間伐などの森林整備活動の実践

#### 市町村

- ▶省エネルギー、省資源、グリーン購入等の環境に配慮した実践行動の率先取組と普及啓発
- ▶再生可能エネルギーや次世代自動車の率先導入
- ▶計画的な森林施業の推進 ▶率先した県産材の利用
- ▶市町村有林等における森林整備の推進

#### 国

- ▶地球温暖化対策関係法令・制度の整備
- ▶我が国の目標達成に向けた行動計画の策定と推進
- ▶地方公共団体との連携

### 数値目標（基本目標）

#### 地球温暖化防止への取組状況

茨城工コ事業所登録数

|       |        |       |                                    |
|-------|--------|-------|------------------------------------|
| 平成26年 | 1,907所 | 平成32年 | 茨城県地球温暖化対策実行計画の策定(H28)に合わせて新規に設定予定 |
|-------|--------|-------|------------------------------------|

#### 地球温暖化に係る県民意識

工コチャレンジ事業への参加世帯数

|       |          |       |                                    |
|-------|----------|-------|------------------------------------|
| 平成26年 | 44,039世帯 | 平成32年 | 茨城県地球温暖化対策実行計画の策定(H28)に合わせて新規に設定予定 |
|-------|----------|-------|------------------------------------|



施策 ②

## 資源を活かす循環型社会づくり

### 主な取組

- |          |   |                |
|----------|---|----------------|
| <b>1</b> | 天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図るため、県民、事業者及び行政が、それぞれの役割分担のもと、連携・協力しながら、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、適正処分などを推進します。                                       | 生活環境部<br>土木部   |
| <b>2</b> | バイオマス資源を有効に活用するため、林業や木材産業で発生する林地残材や樹皮、畜産で発生する家畜排せつ物などの活用を促進します。また、食品ロスの削減に努めつつ、食品廃棄物の肥料などへのリサイクルに取り組みます。                          | 生活環境部<br>農林水産部 |
| <b>3</b> | 有用な金属などの再資源化を促進するため、つくば国際戦略総合特区における、使用済小型家電製品等から有用な金属資源を効率的・経済的に回収するリサイクル技術の開発や住民への普及啓発などに取り組むプロジェクトを推進し、循環型社会の実現を目指します。          | 企画部<br>生活環境部   |
| <b>4</b> | 産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため、監視・通報体制を強化するとともに、不法投棄等の拡大防止・早期解決のための指導や処分、取締りを徹底します。また、不法投棄された廃棄物の撤去を推進するとともに、周辺環境への影響を把握し、周辺住民の不安の解消に努めます。 | 生活環境部<br>警察本部  |

### 各主体に期待する役割

#### 県民

- ▶マイバッグの利用などによるごみの排出抑制
- ▶ごみの分別の実践
- ▶リサイクル製品などの環境配慮型製品の使用
- ▶不法投棄防止への協力

#### 団体

- ▶3R（リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））活動の実践と普及

#### 企業

- ▶長期使用、リサイクルを前提とした製品の製造や販売
- ▶製品の省資源化や再生資源の利用
- ▶廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正な処分

#### 市町村

- ▶ごみの排出抑制などの普及啓発
- ▶ごみの分別回収の普及促進
- ▶不法投棄等に関する監視や指導、処分の実施

### 数値目標（基本目標）

#### ごみ排出抑制に対する県民の取組状況

|                      |       |        |   |       |      |
|----------------------|-------|--------|---|-------|------|
| 1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量 | 平成25年 | 1,005g | ▶ | 平成32年 | 919g |
|----------------------|-------|--------|---|-------|------|

#### 一般廃棄物のリサイクルに関する取組状況

|            |       |       |   |       |       |
|------------|-------|-------|---|-------|-------|
| 一般廃棄物再生利用率 | 平成25年 | 22.0% | ▶ | 平成32年 | 27.0% |
|------------|-------|-------|---|-------|-------|

施策

③

## 霞ヶ浦・涸沼などの湖沼環境や豊かな森林の保全と活用

### 主な取組

|   |   |                       |
|---|---|-----------------------|
| 1 | 水質保全活動を推進するため、市民、研究者、企業、行政のパートナーシップのもと、調査研究・技術開発、環境学習、市民活動など地域一体となった取組を行います。特に、本県で開催される第17回世界湖沼会議を契機として湖沼環境が直面する課題解決や、水問題に係る県民意識の啓発に取り組みます。 | 生活環境部                 |
| 2 | 生活排水による汚濁負荷を削減するため、下水道及び農業集落排水施設の整備を図るとともに、処理施設への接続を促進するほか、高度処理型浄化槽の設置を促進します。また、工場・事業場に対し排水基準を遵守するよう適切に指導します。                               | 生活環境部<br>農林水産部<br>土木部 |
| 3 | 農業由来の汚濁負荷を削減するため、家畜排せつ物の適正処理対策を推進するとともに、耕種農家と畜産農家との連携による堆肥の活用促進など資源循環型農業を推進します。   | 農林水産部                 |
| 4 | 霞ヶ浦・涸沼が本来持つ水質浄化機能の回復と生態系の保全を図るため、水生植物帯や砂浜の再生、ウェットランド等の整備を促進します。   | 生活環境部<br>土木部<br>農林水産部 |
| 5 | 泳げる霞ヶ浦の再生や、千波湖（桜川）の水質改善を図るため、霞ヶ浦導水事業を促進するとともに、霞ヶ浦では直接浄化施設の整備や多自然川づくり（豊かな自然環境を保全・創出する川づくり）などにより、流入河川の水質浄化対策を推進します。                           | 生活環境部<br>企画部<br>土木部   |
| 6 | 涸沼の水質保全と生態系の維持と利用を図るため、ラムサール条約登録を契機として、流域の住民・団体等による清掃活動や自然観察会などに取り組みます。   | 生活環境部                 |
| 7 | 水源の涵（かん）養や水質浄化を図るため、森林の適切な整備・保全に努めます。また、木を植え、育て、伐採し、木材を有効利用し、再び木を植えて森林の若返りを図る「緑の循環システム」を確立し、健全で豊かな森林の育成を推進します。                              | 農林水産部                 |
| 8 | 森林ボランティアや企業等による森林づくりを推進するため、「県民参加の森づくり運動」を展開します。また、森林の立地条件や機能に応じた適切な施業方法の普及により、多様な森林整備を促進します。   | 農林水産部                 |
| 9 | 森林の持つ様々な働きや重要性について、県民の理解を促進するため、緑化意識の普及と森林環境教育の充実を図ります。   | 農林水産部                 |

## 各主体に期待する役割

### 県民

- ▶ 水質浄化活動の積極的な実践
- ▶ 下水道・農業集落排水施設への接続
- ▶ 高度処理型浄化槽の設置、浄化槽の法定点検受検など適切な維持管理
- ▶ 森林ボランティア活動などによる森林整備の実践
- ▶ 森林の有する多様な機能に対する理解
- ▶ 私有林等における森林整備の実施

### 団体

- ▶ 水質浄化活動の実践と普及
- ▶ 緑の循環システムの普及啓発
- ▶ 森林や農地等の保全活動への取組
- ▶ 森林ボランティア活動の実践と普及

### 企業

- ▶ 排出水の水質管理の徹底
- ▶ 水質浄化に関する技術開発への参画
- ▶ 造林や間伐などの森林整備活動の実践

### 市町村

- ▶ 地域住民や県等と連携した水質浄化活動の推進
- ▶ 下水道・農業集落排水施設の整備推進
- ▶ 市町村設置型の浄化槽整備の促進
- ▶ 浄化槽の適切な維持管理の指導
- ▶ 計画的な森林施業の推進
- ▶ 市町村有林等における森林整備の推進

### 国

- ▶ 湖内水質浄化対策の推進
- ▶ 公共用水域等における放射性物質モニタリングの実施

## 数値目標（基本目標）

### 霞ヶ浦の水質改善状況



※目標値は、平成28年度に策定する霞ヶ浦水質保全計画（第7期）に合わせて設定する予定です。

### 北浦の水質改善状況



※目標値は、平成28年度に策定する霞ヶ浦水質保全計画（第7期）に合わせて設定する予定です。

### 涸沼の水質改善状況



### 牛久沼の水質改善状況



## 施策④ 生活に身近な自然環境の保全と活用

### 主な取組

- |   |  |                       |
|---|--|-----------------------|
| 1 | 大気環境を保全するため、ばい煙の排出基準を遵守するよう工場・事業場への指導を行うとともに、騒音・振動防止対策等を推進します。また、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)による健康被害を防ぐため、注意報の発令等の体制の充実を図ります。                        | 生活環境部<br>保健福祉部        |
| 2 | 身近な河川等の水質保全を図るため、下水道や農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理等、家庭や工場・事業場の排水対策を促進します。  | 生活環境部                 |
| 3 | 地盤沈下を防止するため、地下水の取水量削減の指導や水道等への転換などを推進するとともに、地盤沈下の監視観測を行います。  | 企画部<br>生活環境部          |
| 4 | 有害な化学物質の環境への排出・移動量などを適正管理するために必要な情報を提供し、事業者の管理の改善を促進します。   | 生活環境部                 |
| 5 | 生物多様性の保全と生態系の持続可能な利用に向けて、生物多様性センターを拠点として野生動植物の生息・生育実態の把握と保護を推進するとともに、生態系に影響を与えるおそれのある外来生物の防除を推進します。また、自然環境に配慮した河川や海岸の整備を推進し、動植物の生息環境の保全と創出を図ります。 | 生活環境部<br>農林水産部<br>土木部 |
| 6 | 自然環境や景観の保全の取組を推進します。また、水や緑に親しめる環境づくりと自然環境保全意識の啓発を推進します。  | 生活環境部<br>農林水産部<br>土木部 |
| 7 | 身近な自然環境の保全と生態系の維持を図るため、地域内はもとより都市住民等とも連携し、平地林や里山林などの整備と農地の保全を推進します。  | 農林水産部                 |

### 各主体に期待する役割

#### 県民

- ▶下水道・農業集落排水施設への速やかな接続、合併処理浄化槽等の設置と適切な維持管理
- ▶野生動植物の保護など自然保護活動の実践
- ▶外来生物の責任ある飼育
- ▶地域における平地林、里山林など私有林の整備の実施
- ▶身近な森林や農地等の保全活動への参加

#### 団体

- ▶自然保護活動の実践と普及啓発

#### 企業

- ▶ばい煙や排出水の管理の徹底
- ▶化学物質の適正管理
- ▶自然環境や生態系に影響の少ない事業活動
- ▶植林や間伐などの森林整備活動の実践

#### 市町村

- ▶住民・事業者等と連携した地域における環境保全活動の推進
- ▶生活排水処理施設の整備の推進
- ▶自然環境保全意識の普及啓発
- ▶特定外来生物の防除
- ▶外来生物に関する規制等の普及啓発
- ▶公共施設、ライフライン等の適正な維持・更新

#### 国

- ▶公共施設等の適正な維持・更新

### 数値目標(基本目標)

#### 河川の水質浄化への取組状況

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 公共用水域の環境基準(BOD)達成率 | 平成26年 | 平成32年 |
|                    | 85.2% | 92.0% |

#### 大気環境保全に対する取組状況

|                     |       |       |
|---------------------|-------|-------|
| 大気汚染に係る環境基準(SPM)達成率 | 平成26年 | 平成32年 |
|                     | 100%  | 100%  |

#### 身近な自然環境の保全への参画状況

|               |        |         |
|---------------|--------|---------|
| 森林・林業体験学習参加人数 | 平成26年  | 平成32年   |
|               | 8,327人 | 12,500人 |